

府中基地跡地新公園検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 傍聴できる人数は原則として5人以内とし、先着順とします。
- 2 会場で傍聴者名簿に住所や氏名を記入して、事務局職員が指定する 場所でお待ちください。協議会において傍聴の許可が出た後に、入室について事務局職員がご案内しますので、指定された席にご着席ください。
- 3 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 4 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
 - (3) 会議中、写真、ビデオ等の撮影、または録音をしない。
- 5 傍聴人が上記の記載に違反し、そのため協議会の進行が妨害されると認められる場合は、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場をしていただくことがあります。
- 6 資料は持ち帰ることはできませんので、会議が終わりましたら返却してください。